

在留

●在留カード

1. 在留カードの交付

在留カードは中長期在留者（3ヶ月を超える在留者）に対し、上陸許可や在留資格の変更、在留期間の更新許可などに従って交付されるものです。

2. 在留カードの携帯義務

在留カードは常に携帯しなければなりません。違反をすると罰則があります。

3. 在留カード記載事項の変更

(1) 住居地の変更〈市区町村での手続き〉

住居地に変更が生じた場合には、いままで住んでいた市区町村に転居届を提出します。また、新しい住居地に移転した日から14日以内に、在留カードを持参のうえ、移転先の市区町村にて届出をしなければなりません。届出をしなかった場合は、罰則があります。

(2) 住居地以外の変更〈出入国在留管理局での手続き〉

氏名、生年月日、性別、国籍・地域などの変更については、変更が生じた日から14日以内に在留カードを持参のうえ、出入国在留管理局に届出をしなければなりません。

4. 在留カードの再交付申請

在留カードを紛失、盗難等の理由により失ってしまった場合、その事実を知った日から14日以内に出入国在留管理局に在留カードの再交付申請をしなければなりません。申請の際には、失ったことを証明する書類（遺失届証明書、盗難届証明書、被災証明書等）が必要となります。

在留

●在留期間更新

1日でも在留期間が過ぎると不法滞在になるので注意してください。

在学中に在留期限がくる場合は出入国在留管理局にて在留期間更新手続きが必要となります。申請書は国際交流センターにありますので、申請時期（在留期限の3ヶ月前～）になりましたら国際交流センターに来室してください。

ただし、修学状況（成績不良、出席不良など）によっては、更新申請ができない場合もありますので注意してください。

必要書類	① 申請書2種類 ・申請人が作成したもの(3枚) ・所属機関(大学)が作成したもの(2枚) ② 在籍証明書 ③ 成績証明書 ④ パスポート ⑤ 在留カード ⑥ 健康保険証 ⑦ 経費支弁立証資料 (P.41)
申請時期	在留期限の3ヶ月前から
標準処理期間	2週間～1ヶ月
手数料	4,000円
申請場所	居住地の出入国在留管理局 (P.48)

※在留カード更新後の手続き

新しい在留カード受領後、在留カードのコピー（両面）及びパスポートに貼付された「資格外活動許可」の証明のコピーを速やかに国際交流センターへ提出してください。

経費支弁立証資料について

在留期間更新や在留資格変更の申請時には、原則として「経費支弁立証資料」を提出しなければなりません。

●あなたが学費と生活費をどのようにして得ているかを、次のような資料で証明します。証明書などがいない場合は、収入の詳しい記録を提出します。

①奨学金受給証明書（国際交流課で発行）

※国士舘大学や（独）日本学生支援機構（JASSO）から奨学金を受給している場合は、「国士舘大学外国人留学生奨学生採用通知書」や「文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者決定通知書」のコピーと、奨学金が振込まれている銀行通帳の全該当ページ、名前のあるページのコピーでも可能です。

②送金通知書または送金証明書（母国から送金がある場合）
現金を母国から持ち帰った時は、すぐ自分の口座に入金し、記録として残しましょう。

③銀行通帳のコピー（アルバイト収入、送金、奨学金など証明できる通帳）

●資格外活動許可を取得せずアルバイトをしている場合、法律違反になるだけでなく、経費支弁の証明にアルバイト収入を加えることはできません。

●何を提出したらよいかわからない場合は、早めに国際交流課に相談してください。

在留

●一時帰国・海外渡航及び日本再入国

1. みなし再入国許可〈出国時の手続き〉

みなし再入国許可とは、日本出国の日から1年以内に再入国する場合に、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものです。ただし、出国後1年以内に在留期間が満了する場合、再入国期限はその当日までとなります。留学生の一時帰国など、一時的に日本を離れる場合には、出国の際にみなし再入国許可の手続きが必要です。

2. 日本出国・再入国に関する大学で必要な手続き

(1) 一時的に日本を出国（一時帰国・海外渡航）する場合

manaba から指定期日までに「一時帰国・海外渡航届」の届出が必要です。

(2) 海外から日本に再入国する場合

manaba から事前に「日本再入国届」の届出が必要です。

【一時帰国・海外渡航の際に注意すること】

- ・日本国が定めている安全保障輸出管理上の注意事項を遵守し、持ち出し制限に注意してください。
- ・在留資格「留学」の留学生は、日本で3ヶ月以上在留資格に基づく活動を行っていない場合、在留資格取消の対象になりますので注意してください（P.43 参照）。

●大学を離脱（休学・退学・除籍・卒業・修了）する場合

在留資格「留学」で在学している学生が、大学を離脱する場合、「留学」の在留資格は失われます。したがって、そのまま日本に在留し続けることやアルバイトをすることはできません。適切な在留資格へ変更手続きをするか、速やかに帰国する必要があります。

また、大学を離脱した場合は、14日以内に「活動機関に関する届出」を出入国在留管理局へ届け出なければなりません。

休学・退学・除籍となる場合は、在留手続きがありますので、必ず事前に国際交流課に連絡してください。

卒業・修了後の在留手続きについては、卒業・修了オリエンテーションで説明します。該当学生は必ず出席してください。

在留資格取消制度

正当な理由がなく、在留資格に基づく本来の活動を行っていない場合、在留資格を取り消す制度です。

在留資格「留学」の外国人留学生が留学活動を行っていないとみなされる場合、もしくは、卒業・休学・退学・除籍後もそのまま日本に在留を続けるなどした場合は、在留資格取消の対象となります。在留資格が取り消されると、悪質な場合は退去強制となり、刑事罰の対象となるので注意してください。

在留

●資格外活動許可

留学生在アルバイトをする場合は、事前に出入国在留管理局に申請し、「資格外活動許可」を取らなければなりません。

必要書類	① 申請書 ② パスポート ③ 在留カード ④ 学生証
申請時期	・在留期間更新時 ・アルバイト開始前
標準処理期間	2週間～2ヶ月
手数料	無料
申請場所	居住地の出入国在留管理局 (P.48)
許可内容	有効期間 在留期間と同じ (在留期間更新時に改めて申請すること)
	許可される アルバイトの 総時間 1週間28時間(長期休み期間中は1日8時間、1週間40時間)以内 【2021年度学年暦】 夏季休業：8月6日～9月15日まで 冬季休業：12月27日～1月10日まで 春季休業：2月9日～3月27日まで

●租税条約(所得税の免除)

アルバイトの給料は、所得税が差し引かれている場合があります。留学生の出身国によっては、日本との租税条約に基づいて所得税が免除されることがあります。詳しくは、住んでいる地域の税務署に問い合わせてください。

●証印転記

新しいパスポートに更新した場合、以前のパスポートに貼付されている資格外活動許可等の証印を新しいパスポートに転記する(移す)ことができます。出入国在留管理局で手続きをしてください。パスポートを紛失してしまった場合は、すぐに警察、領事館・大使館に届け出てください。

資格外活動に注意!

資格外活動違反は厳しい罰則があります。アルバイトをする際は十分注意してください。

- ◆資格外活動許可を取らずにアルバイトをした場合…
 - ・もっぱらアルバイトに携わるための滞在であると認められた場合は、3年以下の懲役もしくは禁錮、又は300万円以下の罰金
 - ・「もっぱら」とは認められない場合は、1年以下の懲役もしくは禁錮、又は200万円以下の罰金

- ◆資格外活動許可を取っていた場合でも…
 - ・許可された時間を超えてアルバイトをしたり、禁止されている場所(注)でアルバイトをした場合は、3年以下の懲役もしくは禁錮、又は300万円以下の罰金

禁錮以上の刑を受けたら退去強制となります。摘発されて処罰されなかったとしても次回の在留期間更新が不許可になる可能性が高くなります。

(注)アルバイトが禁止されている場所
風俗営業や性風俗特殊営業が行われている場所では、いかなる種類のアルバイト(清掃、受付業務、店のティッシュ配り、皿洗い等)も禁止されています。

風俗営業	キャバレー・料亭・ディスコ・クラブ・パチンコ店・ゲームセンター等
性風俗特殊営業	風俗エステ・ソープランド・ファッションヘルス・ストリップ劇場・ラブホテル・アダルトショップ・アダルト画像送信等

在留

●就労のための在留資格

外国人留学生在が、日本で就職し、引き続き在留することを希望する場合、『出入国管理及び難民認定法』に定める手続きにより、在留資格を「留学」から就労可能な在留資格に変更許可を受ける必要があります。留学生在が変更できる在留資格は主に①「技術・人文知識・国際業務」及び、②「特定活動」（本邦大学卒業者）です。いずれも、申請手続きなど詳細は就職先機関で確認してください。

①「技術・人文知識・国際業務」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動。

該当例) 機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師など

②「特定活動」（本邦大学卒業者）

本邦大学卒業者が本邦の公私の機関において、本邦の大学等において修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生在としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動。ただし、風俗営業活動及び法律上資格を有するものが行うこととされている業務（業務独占資格を要する業務）は従事することができない。

詳細は、卒業・修了オリエンテーションで説明をします。
必ず出席してください。

●継続就職活動のための在留資格「特定活動」

大学を卒業した外国人留学生在で、かつ、卒業前から引き続き行っている就職活動を行うことを目的として日本への在留を希望する場合、就職活動を行うための在留資格（「特定活動」、在留期間は6ヶ月）への変更申請ができます（申請は、出入国在留管理局で行います）。

ただし、変更申請をするためには以下の条件があります。

1. 学部や大学院の正規課程を卒業・修了見込みであること
※研究生は申請不可。
2. 在留状況に問題がないこと
3. 在学中からの就職活動を証明できること
※企業から受け取った文書（通知）やメールは保管し、電話の内容等もメモをして記録を残しておくことが必要です。
4. 大学からの推薦状を得られること
※推薦状は、書類審査及び面接審査の結果により、国際交流センターが発行します。指定の期日までに国際交流センターで申込みが必要です。今までの就職活動状況、在学中の修学状況、キャリア形成支援センターの利用状況に加え、卒業後も月に1度定期的に活動報告ができることが審査基準です。

詳細は、卒業・修了オリエンテーションで説明をします。
必ず出席してください。

在留

● 出入国在留管理局

各種在留手続きは、みなさんの住所地を管轄する出入国在留管理局で行います。

名称	住所	電話番号	管轄地域
東京出入国在留管理局	〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30	0570-034259	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県
東京出入国在留管理局 さいたま出張所	〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎 1F	048-851-9671	埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
東京出入国在留管理局 千葉出張所	〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 2-1 千葉中央コミュニティセンター内	043-242-6597	千葉県、茨城県
東京出入国在留管理局 立川出張所	〒186-0001 東京都国立市北 3-31-2 立川法務総合庁舎	042-528-7179	東京都、神奈川県相模原市、山梨県
東京出入国在留管理局 横浜支局	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7	045-769-1722	神奈川県
東京出入国在留管理局 横浜支局 川崎出張所	〒215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生 1-3-14 川崎西合同庁舎	044-965-0012	神奈川県、東京都(町田市、狛江市、多摩市、稲城市)

◆ 外国人在留総合インフォメーションセンター

入国・在留に関する手続き等について、窓口や電話、メールで相談することができます。(日本語のほか、中国語・韓国語・英語・スペイン語等でも相談可)

[場所]

① 東京

〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 東京出入国在留管理局内

② 横浜

〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7

[電話番号]

☎ 0570-013904 (全国共通)

[相談時間]

月～金 8:30～17:15

[メール相談 (日本語または英語)]

受付メールアドレス: info-tokyo@i.moj.go.jp

◆ ワンストップ型相談センター

日本で生活するために必要な行政手続きや、生活に関する相談をすることができます。

「外国人総合相談支援センター」

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1

東京都健康センター「ハイジア」11階 しんじゅく多文化共生プラザ内

☎ 03-3202-5535